主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人芳賀栄造の上告趣意について。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号に従ひ裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和二六年一月二五日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 沢
 田
 竹
 治
 郎

 裁判官
 斎
 藤
 悠
 輔

 裁判官
 岩
 松
 三
 郎